

廃棄物埋設施設保安規定審査
審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について

2021年8月5日
日本原燃株式会社
(対応終了コメント:灰色)

| 分類 | No. | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) | 対応状況 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) |
|--------------------------------|-----|---|-------------------------|---|--|--|
| 第2条 | 1 | 資料2、「P2(3)」の保安規定の適用範囲として、「今回申請する保安規定は「放射性廃棄物の受入れ開始から覆土完了まで」を規定しているもの」と記載されているが、この考えは保安規定に記載がないため、そのような範囲での保安規定であることを明示すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 ただし、QMSなど時期によらない内容もあるため、該当する章を明確にしたうえで、適用範囲を明示する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (適用範囲) 第2条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。 なお、第4章及び第6章については、覆土完了までの期間に限定して適用する。 |
| 第19条 | 2 | 「第19条 4 (1)」について、1号はセメント固化体以外を埋設する割合を大きく変更したため、セメント固化体以外の廃棄体の片寄りについて記載している「ホ」を詳細に記載しているため、全体で片寄りがないことを規定している「ニ」についても、変更認可申請書全体としてのバランス感を考え、記載のレベル感を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 ニについても添付書類を踏まえた記載とする。 | 具体的な記載は下記のとおり。また、19条第4項(2)～(4)についても同様に、事業変更許可申請書の添付書類の記載を踏まえた規定に変更する。 第19条第4項(1) ニ「1号埋設設備1基ごとの放射線量が1群から6群までの区画別放射線量の1/6倍を超えないこと、かつ1号埋設設備1基ごとの放射線量が1群から6群までの区画別放射線量の2/30倍を超えないように定置すること。」 |
| 第19条 第20条 第21条 | 3 | 第19条～21条 設備については具体的に規定しない、運用については細かく規定するということがアンバランスである。例えば、収着性については改正後の第21条では記載されていないが、改正前では「透水性が大きくならないよう」との記載があり、工夫できる部分はあると思うため、具体的にあまり書き過ぎずも、記載をいくことを検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 収着性及び透水性については、特記して記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり 第19条第1項: 土木課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。 第20条第1項: 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。(略) 第20条第3項: 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。 なお、覆いには収着性(分配係数)を有する材料を用いる。 第21条第2項: 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること、 収着性(分配係数)を有する材料であること及び低透水性(透水係数)を確保していることを確認する。また、次の事項を遵守する。(略) |
| | 4 | 埋設設備および覆土の収着性については、許可の審査会合でも議論がされてきた部分であるため、分配係数の管理について保安規定に明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.3参照) | (No.3参照) |
| | 5 | 「廃棄物埋設施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」の対応状況として、具体的な内容を記載しているが、その内容に日本語としての不備がある部分がある。例えば、コメントNo.3で、「するとともに」が同じ文中に複数出てくる。全体をよく精査して、記載を修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 「廃棄物埋設施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」 | 拝承。 第19条、第20条、第21条の規定を修正した。 全体をよく精査し、日本語としての不備がないことを確認した。 | (No.3参照) |
| 別表2 別表2の2 別表2の3 別表2の4 | 6 | 別表2の「1. 固型化の方法」では収着性を有することが記載されているが、(6)だけで十分ではないか。記載について検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 「1. 固型化の方法」における収着性の表記については削除し、(6)セメント系充填材において評価の値を担保できるように収着性に関する要求に変更する。(均質、均一固化体以外も同様) なお、「1. 固型化の方法」において「事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により…」と記載があり、各号の規定は許可を踏まえた内容となる。 | 下記のとおり修正する。 1. 固型化の方法: 放射線障害防止のため、廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、 また、セメント固化体については収着性を有するよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。 (6)セメント固化体におけるセメント系充填材の収着性(分配係数) 「1. 固型化の方法」(1)固型化材料に示すセメントのうち、次のいずれかであること。 イ 普通ポルトランドセメント又はこれと同等の化学組成を有するセメント ロ 高炉スラグセメントB種又はこれと同等の化学組成を有するセメント ハ 高炉スラグセメントC種又はこれと同等の化学組成を有するセメント |
| | 7 | 添付資料(2)のP13～20「別表2～別表2の4」の廃棄物受入基準について、確認項目のうち「セメント系充填材」の受入基準の記載は具体的な仕様を示したものになっていないため、添付資料(6)のP2の「材料リスト(セメント系材料)」に記載のセメント種類およびJIS規格を仕様として記載すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定 廃棄物埋設施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 拝承。 受入基準の記載を具体的な仕様を示したものに修正する。 | (No.6参照) |

| 分類 | No. | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) | 対応状況 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) |
|--------------------------------|-----|---|----------------------------------|---|--|--|
| 別表2 別表2の2 別表2の3 別表2の4 | 8 | 添付資料(2)のP13~14「別表2」は、セメント固化体、アスファルト固化体、プラスチック固化体の3つの固化体の適用がある受入基準であるため、「1.(6)セメント系充填材」の記載の書き出しに「セメント系充填材を用いる場合は」などを記載し、適用範囲を明確にした記載とすること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定 廃棄物埋設施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 持承。 「セメント固化体における」を追記する。 | (No.6参照) |
| | 9 | 添付資料(2)のP13~20「別表2~別表2の4」の確認項目のタイトルで「セメント系充填材」との記載は、「セメント系充填材の収着性」など、何を確認するのか明確に分かる記載とすること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定 廃棄物埋設施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 持承。 「セメント系充填材の収着性(分配係数)」に修正する。 | (No.6参照) |
| | 10 | セメント材料の分配係数の担保について、今後JISの変更に伴う材料仕様の変更があった際に、どのように分配係数を担保していくのか、補足説明資料(2)に追記すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 補足説明資料(2)「収着性の管理方法について」 | 持承。 | 補足説明資料(2)に追記済み。 |
| | 11 | 「収着性を有する」という表現について、収着性という言葉だけで本当にいいのか、分配係数という用語は用いなくていいか検討すること。 | 第1回審査会合 ラップアップ (2021/7/27) | — | 持承。 分配係数という用語を用いた記載にする。 | (No.3, No.6参照) |
| | 12 | 軽量固化体とセメント破砕物充填固化体に対して、各固化体の説明、各固化体に添付資料(2)のP15~17「別表2の2」の受入基準が適用できることを説明した資料を作成すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | — | 持承。 説明資料にまとめる。 | 添付資料(9)として作成済み。 |
| 第26条 第27条 | 13 | 第26条および第27条において、変更許可申請では有意な排水量があった場合にも修復するという説明があったが、それが読み取れない。修復の判断として、有意な排水量も修復のトリガーとして読み取れる記載とすること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | 持承。 第26条第1項の対象に「有意な排水量の変動」を追加する。 (第34条第1項の放射性液体廃棄物の対象外) | 具体的な記載は下記のとおり。 第26条(略) 2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表6に定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を埋設技術課長に通知する。 3 埋設技術課長は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。 (放射性液体廃棄物) 第34条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。 (1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体 (2) 排水・監視設備から排水される液体(第26条第3項のうち有意な放射性物質が検出された場合) (略) |
| | 14 | 埋設設備の管理について、有意な排水が認められた場合には補修を行うことを事業変更許可で約束しているため、保安規定にも明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.13参照) | (No.13参照) |
| 第29条 | 15 | 第29条について、事業変更許可申請書での記載を踏まえ、地下水中の線量を測定することについて記載とすること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 持承。 地下水中の線量を測定することを追記する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 第29条 放射線管理課長は、別表7に定めるところにより、別図2に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、(略) また、第26条にも横並びで線量の測定に係る規定を追加する。 |
| | 16 | 埋設設備からの排水、埋設地近傍の地下水などについて、濃度を測定することに加え、事業変更許可では線量も測定することを約束しているため、線量の測定について保安規定に明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.15参照) | (No.15参照) |
| 第35条 第38条 第46条 | 17 | 第38条の2項は表示設備に関する条文であり、再処理等の比較して並べている条文は区域区分に関するもので適切ではない。表示設備に関しては、再処理等では別の条文に定められているため、確認して適切に修正すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(4)「他施設および廃棄物埋設施設の保安規定の整合性について」 | 添付資料(3)に反映済み。 なお、具体的な記載は下記のとおり。 (放射性気体廃棄物) 第35条(略) 5 放射線管理課長は、第3項の測定結果を社員等及び随自事業者等が安全に認識できるよう、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。 (管理区域の区域区分) 第38条(略) 2 放射線管理課長は、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び表面密度の基準による区域区分の状況を低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。 (線量当量等の測定) 第46条(略) 3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量を低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。また、汚染のおそれのない区域以外の管理区域を設定する場合には、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び表面密度を低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。 4 放射線管理課長は、周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び随自事業者等が安全に認識できるよう、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。 | |

| 分類 | No. | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) | 対応状況 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) |
|--------------------------------|-----|---|-------------------------|---|--|---|
| 第35条 第38条 第46条 | 18 | 放射性気体廃棄物について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、気体廃棄物中の放射性物質濃度の測定結果について、保安規定に定めること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.17参照) | (No.17参照) |
| | 19 | 添付資料(3)のP3、「第35条の5」において、「放射線業務従事者及び一時立入者」と記載しているが、再処理施設および廃棄物管理施設では「社員等及び請負事業者等」と記載しているため、他施設との整合性の観点から、記載を修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所の他施設保安規定との整合性について」 | 拝承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | (No.17参照) |
| | 20 | 添付資料(3)のP3「第35条の5」、P4「第38条の2」、P6「第46条の3」における表示に関する規定について、どの条文で何を表示するとすべきなのか整理すること。また、事業変更許可申請書で記載した表示設備の設備名称(標識、表示板)を保安規定に記載すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所の他施設保安規定との整合性について」 | 拝承。 規定を整理し、標識、表示板を記載する | (No.17参照) |
| | 21 | 添付資料(3)のP6「第46条の3」において、表示内容を「線量当量等」と丸めて記載しているが、再処理等の他施設では「管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度、表面の放射性物質の密度」と記載している。他施設との整合性の観点から、表示内容の記載について検討すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所の他施設保安規定との整合性について」 | 拝承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | (No.17参照) |
| 第36条 | 22 | 第36条について、「放射線による放射線業務従事者及び一時立入者の被ばく」の記載が読みづらいため、補正の際に「放射線業務従事者及び一時立入者の放射線の被ばく」などの読みやすい記載を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 表現を見直す。 | 具体的な記載は下記のとおり。 第36条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、 放射線による放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による被ばくを、(略) |
| 第8条 第50条の2 第50条の3 添付1 | 23 | 第50条の2について、「適切な措置を講じる。」で丸めた記載にしてしまうと分からない。事業規則や保安規定審査基準に記載している一般的な火災対応について、保安規定への記載を検討すること。また、事業変更許可申請の内容、他施設との整合性も踏まえて検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 事業変更許可申請の内容、他施設との整合性を踏まえて記載する。 また、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に具体的内容を規定する。 第22条に基づく施設管理の巡視点検に対して、下部要領で火災発生防止のための観点も取り入れる。 | 具体的な記載は下記のとおり 〔火災発生時の体制の整備〕 第50条の2 埋設技術課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領1」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 (2) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。 (3) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。 3 事業部長は、埋設技術課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。 添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」概要 1 火災、2 自然災害等と章立てし、要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備等を規定する。 |
| | 24 | 外部事象関係で、事業変更許可申請に記載している、安全上支障のない期間において速やかに修復する旨、降灰があった際に必要に応じて除灰することは、保安規定のどこと対応するのか説明すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | 拝承。 事業変更許可申請の内容、他施設との整合性を踏まえ、自然災害等発生時の体制の整備について新規事項として追加する。 また、添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に具体的内容を規定する。 加工施設の記載を参考に自然災害に関する知見収集及び必要な手順への反映を追記する。 | 具体的な記載は下記のとおり 〔自然災害等発生時の体制の整備〕 第50条の3 埋設技術課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領1」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。 (2) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。 (3) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。 3 事業部長は、埋設技術課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。 5 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。 添付1「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」概要 1 火災、2 自然災害等と章立てし、要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備等を規定する。 |

| 分類 | No. | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) | 対応状況 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) |
|--------------------------------|---|--|--|--|--|---|
| 第8条 第50条の2 第50条の3 添付1 | 25 | 外部事象への対応や火災防護などについて、「非常時の措置」で整理するよりも、設計想定事象の枠を前広に捉え、他事業の当該部分の対応も踏まえて整理する方が、保安規定審査基準への対応も含めて、整合が図りやすく一体としての管理もしやすいと思うため、対応について検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | (No.23, No.24参照) | (No.23, No.24参照) |
| | 26 | 火災防護および外部事象への対応について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、許可で約束した事項をどのように保安規定に規定すべきか検討し、修正すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.23, No.24参照) | (No.23, No.24参照) |
| | 27 | 添付資料(2)のP27、「第50条の3」のタイトルに「等」が抜けているため、「自然災害等発生時の体制の整備」に修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定 廃棄物埋設施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 拝承。 「自然災害等発生時の体制の整備」に修正する。 | (No.24参照) |
| | 28 | 添付資料間で保安規定の記載が異なっている部分があるため、資料間の整合を取ること。例えば、添付資料(1)のP55の「添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」の「1. 火災」と「1.1 要因の配置」の間に文章がないが、添付資料(3)のP11の同様の箇所には、「1. 火災」と「1.1 要因の配置」の間に文章がある。各資料のバージョン管理、展開など、手戻りがないようにしっかり対応すべき。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(1)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 保安規定変更案を確定させた後に、確定案を資料に展開する手順を周知徹底する。 保安規定変更案の最新版管理を明確化する。 | 修正済み。 |
| | 29 | 添付資料(3)のP6、「第50条の2」において、「第6条の表1に掲げる文書として作成し」と記載されているが、濃縮等では具体の文書名まで記載しているため、他施設との整合を図ること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所の他施設保安規定との整合性について」 | 拝承。 文書名(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)を追記する。 | 修正済み。 |
| | 30 | 添付資料(3)のP6、「第50条の2」において、「第6条の表1に掲げる文書として作成し」と記載された後に「当該計画は、」と記載されており、「文書」と「計画」という表現に齟齬があるため統一すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所の他施設保安規定との整合性について」 | 拝承。 「文書」に統一する。 | 修正済み。 |
| | 31 | 添付資料(3)のP14、「2. 自然災害等」において、ここで作成する文章としてカッコ書き「火災発生時に対応する計画」と記載されているが、正しい文書名称に修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所の他施設保安規定との整合性について」 | 拝承。 (「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)に修正する。 | 修正済み。 |
| | 32 | 添付資料(3)のP6～P7、「第50条の2」および「第50条の3」で異常に至る前についてを規定しているとする、この条文中での活動について所管を明確にする必要があるため、第8条の職務にその内容を追記すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所の他施設保安規定との整合性について」 | 拝承。 埋設技術課長の職務に追記する。 職務の記載は、保安規定各条項に記載されている各職位の複数の活動内容を包含する文言により記載している。 埋設技術課長は、既認可の保安規定では保安教育、埋設施設の定期的評価の他、廃棄物取扱主任者の職務の補佐を実施することになっており、今回の申請で排水・監視設備の排水量に関する業務の追加、火災発生時の体制の整備、自然災害等発生時の体制の整備の条文の主語として記載していることから、これらを職務の記載に追加した。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (職務) 第8条 第1項 略 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(13) 略 (14) 埋設技術課長は、 排水監視に関する調査、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。 また、埋設施設で火災が発生した場合における消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備及び自然災害等発生時の体制の整備に関する業務を行う。 |
| 33 | 添付資料(1)のP55の「添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」において、主語が「運営管理課長」となっている箇所がいくつかあるが、正しい記載である「埋設技術課長」に修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(1)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方及びその整合性について」 | 拝承。 埋設技術課長に修正する。 | 修正済み。 | |
| 第50条の4 第50条の5 | 34 | 再処理側には「非常時の措置」として「通信連絡手順の整備」が規定されているため、記載の追加について検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) | 拝承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (通信連絡手順の整備) 第50条の4 埋設技術課長は、 異常等[※]が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び他所通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。 ※1.この規定において、「異常等」とは、異常及び埋設施設に影響を及ぼす可能性のある自然災害等をいう。 |
| | 35 | 通信連絡設備について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、通信連絡設備を使用する際の手順の整備について、保安規定に定めること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.34参照) | (No.34参照) |
| | 36 | 第55条の2について、他施設では第2項に通行阻害しないよう管理することが規定されているため、同様に記載を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(4)「他施設および廃棄物埋設施設の保安規定の整合性について」 | 拝承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (安全避難通路等) 第50条の5 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋に、 異常等が発生した場合に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。 2 土木課長は、 廃棄物埋設地に、異常等が発生した場合に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、異常等が発生した場合に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。 3 運営課長は、 可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。 4 各課長は、 第1項及び第2項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、 工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。 |
| | 37 | 安全避難通路について、他施設の保安規定との記載の横並びも踏まえ、障害物の管理、迂回路の設定について、保安規定に定めること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | (No.36参照) | (No.36参照) |

| 分類 | No. | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) | 対応状況 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) |
|------------------|-----|---|----------------------------------|---|---|---|
| 第50条の4 第50条の5 | 38 | 異常時の考え方について、再処理と廃棄物管理と整合するように対応すること。 | 第1回審査会合 ラップアップ (2021/7/27) | — | 持承。 第50条の4(通信連絡手段の整備)において、「異常等」の定義を追記する。 「異常等」は第50条の5(安全避難通路等)においても使用する。 | (No.34, No.36参照) |
| | 39 | 添付資料(3)のP8、「第51条」において、「異常等」として異常に至る前も含めた記載としているが、異常に至る前の事象については前段の「第50条の2,3」で規定されていて重複しており、他施設の記載とも整合していないため、記載を検討すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所その他施設保安規定との整合性について」 | 持承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | (No.34, No.36参照) |
| | 40 | 添付資料(3)のP9、「第55条の2」において、「異常が発生した場合」と記載されているが、第51条では「異常等」と記載されており表現が異なっていると、他施設での考え方とも異なっているため、記載を検討すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所その他施設保安規定との整合性について」 | 持承。 他施設との整合性を踏まえて記載する。 | (No.34, No.36参照) |
| | 41 | 添付資料(3)のP9、「第55条の3 安全避難通路等」において、他施設では安全避難通路は「設計基準事故等が発生した場合に用いる」と、どの状況で用いるのか明確に記載しているため、他施設との記載の整合性の観点から、どの状況で用いるものなのか明確に記載すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(3)「廃棄物埋設施設保安規定変更箇所その他施設保安規定との整合性について」 | 持承。 「異常等が発生した場合に用いる」を追記する。 | (No.36参照) |
| 第65条 | 42 | 第65条に記載の定期的な評価に用いる地下水採取孔での監視測定、類似環境下での原位置試験など、覆土完了後に実施するものについて、その計画についてどのように保安規定に記載していくのかを検討しておくこと。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 持承。 第65条第1項において「計画を立てて管理していく」ことを記載する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (埋設施設の定期的な評価) 第65条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 また、最新の知見を得るために試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験の管理を行う。 なお、(略) |
| | 43 | 第65条の定期的な評価に当たって、覆土完了前の地下水の監視測定結果が必要であるかどうか検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 覆土完了までは地下水水位が低く、埋設設備内への地下水の浸入が想定されないことから、地下水の水質の監視は覆土完了後から実施する。 なお、水質の分析装置の目的は、覆土完了後の地下水における埋設設備(セメント系材料)の溶脱成分の確認であり、覆土完了後に水質の分析を行うものである。 以上から、定期的な評価に対する覆土完了前での地下水の監視測定結果は不要となる。 | — |
| | 44 | 第65条の埋設施設の定期的な評価について、現行の保安規定では大枠で記載し、全ての監視測定結果を定期的な評価に用いる規定となっていたが、今回の変更認可申請の記載では覆土完了前の周辺監視区域境界付近で測定する地下水の水位が項目から抜けているため、現行の保安規定から抜けない記載とすること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 持承。 表現を修正し、漏れのないようにする。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (埋設施設の定期的な評価) 第65条 埋設技術課長は(略) (1)以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果(略) ハ 別図2に示す場所における地下水水位の測定の結果(覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水水位の測定は覆土完了後に実施) |
| 第29条の2 | 45 | 第65条の埋設施設の定期的な評価について、埋設終了後に実施する原位置試験および室内試験の実施行為を明確にし、現時点で保安規定に定める必要がある事項を整理した上で、保安規定に明記すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 持承。 類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験の計画策定を覆土施工までに行い、その計画に基づいて供試体を埋設することを新規条項として追加する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 (覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画) 第29条の2 開発設計部長は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。 2 開発設計部長は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深さに供試体を埋設する。 |
| | 46 | 「廃棄物埋設施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」のコメントNo.45において、対応状況に「(覆土施工時)行う類似環境下での試験等の設置」と記載されているが、「試験等の設置」は誤記であるため、正しい記載である「供試体の設置」に修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 「廃棄物埋設施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」 | 持承。 (覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画)に修正する。 | (No.45参照) |
| | 47 | 「廃棄物埋設施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」のコメントNo.45において、対応状況として「第29条の2」を追記しているが、覆土施工時に埋設施設の状態変化を土木課長が確認するように読めってしまうため、何を行うために供試体を設置するのか目的を記載した上で、誰がいつ何を行うかが明確になるような記載に修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 「廃棄物埋設施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」 | 持承。 開発設計部長が、覆土施工までに試験計画を策定し、その計画に基づいて供試体の埋設を行う旨の記載に修正する。 | (No.45参照) |

| 分類 | No. | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) | 対応状況 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) |
|--------|-----|--|-------------------------|---|---|--|
| 第68条 | 48 | 現時点で、将来に保安規定へ規定することが確実である項目については、保安規定にいつ規定するのかを明示すること。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 第68条として、変更が必要な項目及び時期について明記する形で新規条項を追加する。 | 具体的な記載は下記のとおり。 第13章 覆土完了までに定める事項 (覆土完了までに定める事項) 第68条 覆土完了までに、以下の事項に関しこの規定に必要な変更を行う。 (1)1号及び2号埋設設備に施工する点検路並びに3号埋設設備に施工する点検管の解体及び埋戻し (2)排水・監視設備における監視を廃棄物埋設地近傍の地下水の監視に変更 (3)廃棄物埋設地及び廃棄物埋設地近傍に設置する地下水採取孔及び地下水水位測定孔の埋戻し (4)埋設設備の監視のための原位置試験等の実施 (5)廃棄物埋設地近傍の地下水に係る水質の分析装置の設置 |
| | 49 | 「廃棄物埋設設備保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」のコメントNo.48の対応状況で追記している「第13章」について、「(4)」は「供試体を設置する」旨の記載ではなく、「(1)～(3)」では覆土完了後に実施することを記載しているため、その断面に合わせて「類似環境下での原位置試験や室内試験を実施する」等の趣旨の記載とすること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 「廃棄物埋設設備保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」 | 拝承。 「(4) 廃棄物埋設設備の監視のための原位置試験等の実施」に修正する。 | (No.48参照) |
| | 50 | 「廃棄物埋設設備保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」のコメントNo.48の対応状況で追記している「第13章」に、審査会合資料(7/26)で覆土完了前に申請する事項として記載していた、水質の分析装置を追記すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 「廃棄物埋設設備保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」 | 拝承。 「(5) 廃棄物埋設地近傍の地下水に係る水質の分析装置の設置」を追記する。 | (No.48参照) |
| 別表1 | 51 | 別表1のタイトルの「埋事業」は誤記であるため修正すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 「保修及び埋設設備の事業変更許可後の設計を含む。」に修正する。 | 修正済み。 |
| | 52 | 別表1のタイトルで「保修」という漢字が用いられているが、用語の使い方として正しいかどうか確認すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 正しいことを確認。下部要領上の定義は以下のとおり。 「保修」とは、既設設備の性能の維持を目的とした、経年劣化、予防保全および関係法令等により実施する修繕作業、設備更新、設備調査および埋設設備の設備に異常を認めた場合に実施する補修作業をいう。 | — |
| 別表15 | 53 | 別表15について、空間放射線量率の測定頻度を連続としているが、埋設事業として連続監視するということなのか。記載について再整理すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 拝承。 適切な頻度に見直す。 | 測定頻度を「必要の都度」に修正する。 |
| 別紙 | 54 | 添付資料(1)のP50～53「別表3～5」の備考「*」の記載について、表現が適切であるかどうか確認すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(1)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方及びその整合性について」 | 拝承。 「*・該当廃棄体は発生しているが、平均放射能濃度は設定されていない。」に修正する。 | 修正済み。 |
| 審査会合資料 | 55 | P3～4の「表1 事業変更許可に係る反映事項」について、何をどう保安規定に反映したのかわからない部分が多いため、再処理の資料を踏まえて記載を拡充させること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 表1を拡充する。 | 表1を拡充済み。 |
| | 56 | P3～4の「表1 事業変更許可に係る反映事項」に、事業変更許可の際に論点として挙げていたものの中で、既に規定されているものについても、既規定として項目に挙げて整理すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 表1を拡充する。 | 表1を拡充済み。 |
| | 57 | 「表1 事業変更許可に係る反映事項」に、今後保安規定に記載が必要な事項についても項目に挙げ、申請時期も明記して整理すること。 以下、ヒアリングで話があった事項。 ・第65条、定期的な評価に用いる監視測定の計画 ・地下水採取孔などの埋戻し | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(1)「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 | 表1を拡充済み。 |
| 添付資料 | 58 | 今回提示された4つの補足説明資料の位置付けについて、審査会合資料の添付資料1にふら下げるのではなく、再処理の対応と同様に、補足説明資料として並べてもらえればよい。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | 拝承。 | 補足説明資料(1)～(4)を添付資料として位置づけを見直す。 なお、その概要は添付資料(1)に反映済み。 |
| | 59 | 添付資料(1)では、事業間の規定の整合性について、加工施設、再処理施設および廃棄物管理施設を確認したと記載されているが、添付資料(4)では廃棄物管理施設について記載されていない。廃棄物管理施設についても整合性を確認すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(4)「他施設および廃棄物埋設設備の保安規定の整合性について」 | 拝承。 添付資料(4)に廃棄物管理施設を追記する。 | 添付資料(4)に反映済み。 |

| 分類 | No. | NRAコメント | 審査会合 ヒアリング | 資料 | 原燃回答 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) | 対応状況 (7/30ヒアリング後の変更箇所:黄色(記載の適正化を除く)) |
|---------------|---|--|--|---|---|---|
| 添付資料 | 60 | 監視測定設備の更新については、どう考えているか。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 保安規定(第26次改正) 添付資料(2)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方およびその整合性について」 | 第47条(放射線測定器類の管理)において、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理または代替品を補充することとしており、対応がなされている。 なお、上記の条文は他施設とも整合している。 | 左記の内容については、添付資料(2)のうち添付2に反映済み。 |
| | 61 | 元々規定していた条文と今回変更した内容との関係についても、再処理等では整理してもらっていたので、整理の考え方を再処理と相談して対応すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(3)「廃棄物施設における保安規定の審査基準と廃棄物施設保安規定変更内容の整理表」 | 拝承。 | 添付資料(3)に反映済み。 |
| | 62 | 保安規定審査基準と保安規定関連条文の整理において、どの条文が審査基準にメインで対応するのか、また、その他メインではないが関係する条文を、再処理では※を用いるなどして分かるように整理していたため、対応を検討すること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | 添付資料(3)「廃棄物施設における保安規定の審査基準と廃棄物施設保安規定変更内容の整理表」 | 拝承。 | 添付資料(3)に反映済み。 |
| | 63 | 前回7/2面談において変更認可を急ぐものとして整理していた事項のうち、今回の変更認可申請に含めなかったものについて、取り止め・先延ばししてもよい理由を説明資料としてまとめること。 | 第1回ヒアリング (2021/7/16) | — | 拝承。 説明資料にまとめる。 | 添付資料(4)「7/2面談時に後続分での反映としていた項目の対応方針について」として作成済み。 |
| | 64 | 添付資料(1)の説明欄の記載について、全てに説明を記載する必要はないが、単純に整合しているとの記載にするのではなく、事業変更許可申請書と並べた時に保安規定への反映内容が分かりにくい点、考えた点を簡潔に記載すること。例えば、P31では設備が追加されたので保安規定へ反映することは分かるが、説明欄に事業変更許可申請書に課長について記載がないため関連性を示せないと書かれている。関連性を無理矢理示す必要はなく、このような設備が追加されたため、それに対応する人々を保安規定へ追記しただけだと思うため、このような記載も含めて適切な表現にすること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(1)「事業変更許可申請書の保安規定反映の考え方及びその整合性について」 | 拝承。 全体をよく精査し、適切な記載に修正した。 | 修正済み。 |
| | 65 | 添付資料(2)のP25～27、通信連絡設備と安全避難通路の位置付けと関係するが、非常の措置にしか該当していないが、先ほどの指摘も踏まえて見直し検討すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物施設保安規定 廃棄物施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 拝承。 第15号「設計想定事象に係る廃棄物施設設備の保全に関する措置」をメインとして記載する。 | 修正済み。 |
| | 66 | 添付資料(2)のP6、「第50条の2」、「第50条の3」および「添付1」が、保安教育のどの項目に対応するのか、仕切り線を入れるなどして明確にすること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物施設保安規定 廃棄物施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 拝承。 4.に該当するため、記載を明確化する。 | 修正済み。 |
| | 67 | 添付資料(2)のP11～12、保安規定審査基準の「第二種埋設規則第20条第1項第11号」の「1。」と「2。」が保安規定のどの条文と関係しているのかわからないため、仕切り線を入れるなどして明確にすること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物施設保安規定 廃棄物施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 拝承。 仕切り線により記載を明確化する。 | 修正済み。 |
| | 68 | 添付資料(2)のP10、第46条3の表示について、保安規定審査基準の「第二種埋設規則第20条第1項第9号」の「10。」をメインとして記載しているが、同様な第35条の表示に関する規定は、「第二種埋設規則第20条第1項第11号」をメインとして記載されている。どちらをメインとして記載するのが適切なかを検討し、修正すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物施設保安規定 廃棄物施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 拝承。 第10号をメインにする記載に修正する。 | 修正済み。 |
| 69 | 添付資料(2)のP4、表1の「廃棄物施設設備異常・非常時対策要領」の関連条項として、異常時の措置を規定した第51条が抜けているため、追記すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 添付資料(2)「濃縮・埋設事業所 廃棄物施設保安規定 廃棄物施設保安規定審査基準と保安規定の記載整理表」 | 拝承。 「第50条の2～第53条」を追記する。 | 修正済み。 | |
| 資料作成上の 注意点 | 70 | 再処理施設などにおいて、許可の内容をどのように保安規定に記載していたのか、その記載内容および検討内容を十分に理解した上で、保安規定の整理を行うこと。 | 第1回審査会合 (2021/7/26) | 資料2「事業変更許可の反映等に伴う保安規定変更認可申請について」 | 拝承。 再処理の保安規定の作成プロセスを確認し、埋設での作成作業へ反映する。 | — |
| | 71 | 再処理と廃棄物管理の保安規定で記載している事項の趣旨、内容、表現ぶりをよく担当者に確認し、合わせるように対応すること。 | 第1回審査会合 ラップアップ (2021/7/27) | — | 拝承。 他施設の保安規定担当者と連携をとって対応する。 | — |
| | 72 | 「廃棄物施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」において、ヒアリングや審査会合でのコメント対応をしているが、本資料に載っていないものがあるので、手落ちがないように管理すること。 | 第2回ヒアリング (2021/7/30) | 「廃棄物施設保安規定審査 審査会合・ヒアリングにおける主な論点と対応について」 | 拝承。 再確認し、記載漏れがないことを確認した。 | — |